

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

第二条 削除

(課税標準及び税額の申告)

第三条 法第十七条第一項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)第四十七条第三項第二号又は第四十八条第一項第二号に規定する申告書と併せて復興特別所得税申告書を提出する場合には、これらの規定に規定する死亡をした者の氏名及びその死亡の時における住所(国内に住所がない場合には、居所)並びに住所地(国内に住所がない場合には、居所)と納税地とが異なる場合には、その納税地

三 省略

2・3 省略

(申告による納付等)

第四条 所得税法施行規則第五十条(同令第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、法第十八条第四項の規定による復興特別所得税の納付の延期について準用する。

2 法第十八条第六項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第五十一条及び第五十二条(これらの規定を同令第六十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同令第五十一条第二号中「納付すべき所得税の額」とあるのは「納付すべき所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の額の合計額」と、同令第五十二条第三号中「所得税の額及び」とあるのは「所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の額の合計額並びに」とする。

(予定納税)

第二条 所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)第二編第三章第一節(同令第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、法第十八条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。

(課税標準及び税額の申告)

第三条 同上

一 同上

二 所得税法施行規則第四十七条第三項第二号又は第四十八条第一項第二号に規定する申告書と併せて復興特別所得税申告書を提出する場合には、これらの規定に規定する死亡をした者の氏名及びその死亡の時における住所(国内に住所がない場合には、居所)並びに住所地(国内に住所がない場合には、居所)と納税地とが異なる場合には、その納税地

三 同上

2・3 同上

(申告による納付等)

第四条 所得税法施行規則第二編第三章第二節第二款(同令第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、法第十八条第四項又は第五項の規定による復興特別所得税の納付の延期又は延納の許可について準用する。

3) 所得税法施行規則第二編第三章第二節第三款(同令第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、法第十八條第七項から第十一項までの規定による復興特別所得税の納税の猶予について準用する。

(源泉徴収義務等)

第六條 省 略

2 令第十條第三項において準用する租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第五條の二の二第二項、第二十五條の十の十一第七項、第二十五條の十の十三第十三項及び第二十五條の十三第四十項に規定する財務省令で定める計算書は、租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)別表第七(二)に定める計算書とする。

3 5 6 省 略

(支払調書等の記載事項の特例)

第七條 法第二十八條第一項、第五項又は第六項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収又は還付をする場合における所得税法第二百二十五條第一項若しくは第二項、第二百二十六條第一項から第三項まで若しくは第二百三十一條第一項、所得税法施行令第三百條第六項若しくは第八項若しくは第三百六條の二第四項若しくは第六項、租税特別措置法第八條の四第四項、第三十七條の十一の三第七項若しくは第三十七條の十四第四十二項又は租税特別措置法施行令第四條の六の二第二十九項若しくは第三十一項、第四條の九第十一項若しくは第十三項、第四條の十第七項若しくは第九項、第四條の十一第七項若しくは第九項若しくは第五條第七項若しくは第九項に規定する調書、通知書、源泉徴収票、支払明細書、書面又は報告書には、その徴収をすべき、又は還付若しくは猶予をした復興特別所得税及び所得税の額の合計額を、それぞれ記載するものとする。

2 法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十六條第三項若しくは第八十條の二第三項又は法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の三の二第三項、第九條の六第一項、第九條の六の二第二項、第九條の六の三第一項若しくは第九條の六の四第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二十五條第一項若しくは第二項、所得税法施行令第三百條第六項若しくは第八項若しくは第三百六條の二第四項若しくは第六項、租税特別措置法第八

2) 所得税法施行規則第二編第三章第二節第三款(同令第六十七條において準用する場合を含む。)は、法第十八條第七項から第十一項までの規定による復興特別所得税の納税の猶予について準用する。

(源泉徴収義務等)

第六條 同 上

2 令第十條第三項において準用する租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第五條の二の三第一項、第二十五條の十の十一第七項、第二十五條の十の十三第十三項及び第二十五條の十三の八第二十二項に規定する財務省令で定める計算書は、租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)別表第七(二)に定める計算書とする。

3 5 6 同 上

(支払調書等の記載事項の特例)

第七條 法第二十八條第一項、第五項又は第六項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収又は還付をする場合における所得税法第二百二十五條第一項若しくは第二項、第二百二十六條第一項から第三項まで若しくは第二百三十一條第一項、所得税法施行令第三百條第六項若しくは第八項若しくは第三百六條の二第四項若しくは第六項、租税特別措置法第八條の四第四項若しくは第三十七條の十一の三第七項又は租税特別措置法施行令第四條の六の二第二十九項若しくは第三十一項、第四條の九第十一項若しくは第十三項、第四條の十第七項若しくは第九項、第四條の十一第七項若しくは第九項若しくは第五條第七項若しくは第九項に規定する調書、通知書、源泉徴収票、支払明細書、書面又は報告書には、その徴収をすべき、又は還付若しくは猶予をした復興特別所得税及び所得税の額の合計額を、それぞれ記載するものとする。

2 法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十六條第三項若しくは第八十條の二第三項又は法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の三の二第三項、第九條の六第一項、第九條の六の二第二項、第九條の六の三第一項若しくは第九條の六の四第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二十五條第一項若しくは第二項、所得税法施行令第三百條第六項若しくは第八項若しくは第三百六條の二第四項若しくは第六項、租税特別措置法第八

条の四第四項、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第四十二項又は租税特別措置法施行令第四条の六の二十九項若しくは第三十一項、第四条の九第十一項若しくは第十三項、第四条の十第七項若しくは第九項、第四条の十一第七項若しくは第九項若しくは第五條第七項若しくは第九項に規定する調書、通知書、書面又は報告書に記載すべき所得税法施行令第三百条第九項若しくは第三百六条の二第七項に規定する通知外国所得税の額又は租税特別措置法施行令第四条の六の二十九項に規定する控除外国所得税相当額、同条第二十項に規定する控除所得税相当額、同条第二十九項に規定する通知外国法人税相当額若しくは同令第四条の九第十四項、第四条の十第十項、第四条の十一第十項若しくは第五条第十項に規定する通知外国法人税相当額については、これらの金額の記載に代えて令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第三百条第九項若しくは第三百六条の二第七項に規定する通知外国所得税の額又は令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の六の二第十九項に規定する控除外国所得税相当額、同条第二十項に規定する控除所得税相当額、同条第二十九項に規定する通知外国法人税相当額若しくは令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の九第十四項、第四条の十第十項、第四条の十一第十項若しくは第五条第十項に規定する通知外国法人税相当額を、それぞれ記載するものとする。

(復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例)

第八条 法第四章の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に

条の四第四項若しくは第三十七条の十一の三第七項又は租税特別措置法施行令第四条の六の二十九項若しくは第三十一項、第四条の九第十一項若しくは第十三項、第四条の十第七項若しくは第九項、第四条の十一第七項若しくは第九項若しくは第五條第七項若しくは第九項に規定する調書、通知書、書面又は報告書に記載すべき所得税法施行令第三百条第九項若しくは第三百六条の二第七項に規定する通知外国所得税の額又は租税特別措置法施行令第四条の六の二第十九項に規定する控除外国所得税相当額、同条第二十項に規定する控除所得税相当額、同条第二十九項に規定する通知外国法人税相当額若しくは同令第四条の九第十四項、第四条の十第十項、第四条の十一第十項若しくは第五条第十項に規定する通知外国法人税相当額については、これらの金額の記載に代えて令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第三百条第九項若しくは第三百六条の二第七項に規定する通知外国所得税の額又は令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の六の二第十九項に規定する控除外国所得税相当額、同条第二十項に規定する控除所得税相当額、同条第二十九項に規定する通知外国法人税相当額若しくは令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の九第十四項、第四条の十第十項、第四条の十一第十項若しくは第五条第十項に規定する通知外国法人税相当額を、それぞれ記載するものとする。

3| 法第二十八条第一項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収を

する場合における所得税法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に記載すべき所得税法施行規則第九十四条の二第一項第八号に規定する控除した金額及び控除しきれない金額については、これらの金額の記載に代えて租税特別措置法第四十一条の三の九第三項に規定する年金特別控除額のうち法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の三の九第一項又は第二項の規定により控除した金額及び当該年金特別控除額のうち同条第一項又は第二項の規定による控除をしても控除しきれない金額(当該金額がない場合には、零)を記載するものとする。

(復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例)

第八条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表

掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所得税法施行規則	第四十条の十	同条第一項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第九十三条第一項
第四十六條第五号	第四十六條	申請手續	申請手續（特別措置法第十六條第二項（予定納税）の規定により適用する場合を含む。第一号及び第四号において同じ。）
納付			納付（特別措置法第十六條第二項の規定により適用する場合を含む。次号口において同じ。）

の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上	第四十条の十の二	同上	同上
同上	同上	同上	申請手續（特別措置法第十六條第二項（予定納税）において準用する場合を含む。第一号及び第四号において同じ。）
同上			納付（特別措置法第十六條第二項において準用する場合を含む。次号口において同じ。）

			第四十六條第 六号イ		
		同項に	第四十六條第 六号ロ	第百十一條第二 項第一号に掲げ る居住者が同項	省略
		に	法第百十一條第二 項	第百十一條第二 項第一号(特別措 置法第十六條第 二項の規定によ り適用する場合 を含む。)に掲げ る居住者が法第 百十一條第二項 (特別措置法第 十六條第二項の 規定により適用 する場合を含む 。)の号において 同じ。	省略
					申請) (特別措 置法第十六條第 二項の規定によ り適用する場合 を含む。イにお いて同じ。)

					同上
		同項に	第四十六條第 六号ロ	第百十一條第二 項第一号に掲げ る居住者が同項	同上
租税特別措置法	所得税につき	に	法第百十一條第二 項	第百十一條第二 項第一号(特別措 置法第十六條第 二項の規定によ り適用する場合 を含む。)に掲げ る居住者が法第 百十一條第二項 (特別措置法第 十六條第二項の 規定により適用 する場合を含む 。)の号及び次 号において同じ。	同上
特別措置法第三十三 條第一項(復興特別 所得税に係る所得税 法の適用の特例等)	所得税及び当該所得 税に係る復興特別所 得税につき				申請) (特別措 置法第十六條第 二項において準 用する場合を含 む。イ及び次号 において同じ。)

第八十三条第一項第三号	省略	
租税特別措置法施行令	省略	
復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	省略	

第九十四条の	第八十三条第一項第三号	同上	第四十六条第八号		第四十六条第七号		
租税特別措置法	租税特別措置法施行令	同上	租税特別措置法	又は同法	租税特別措置法	所得税につき	
特別措置法第三十三	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	同上	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	又は特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき	の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

	租税特別措置 法施行規則		
	第十八条の十 三の七第六項 第六号	省 略	
	及び	省 略	
	及び当該所得税の額 に係る復興特別所得 税の額の合計額並び に	省 略	

		同 上	
	第十八条の二 十三の四	同 上	第二項第八 号
	三の七第六項 第六号	同 上	第四十一条の三 の九第一項
	及び	同 上	同条第一項
	第百四条第一項 に規定する第二 期		条第一項（復興特別 所得税に係る所得税 法の適用の特例等） の規定により読み替 えて適用される租税 特別措置法第四十一 条の三の九第一項
	（において法第 四十一条の三の 六第一項		特別措置法第三十三 条第一項（復興特別 所得税に係る所得税 法の適用の特例等） の規定により読み替 えて適用される租税 特別措置法第四十一 条の三の七第一項
	（において特別措置 法第三十三条第一項 の規定により読み替	同 上	及び当該所得税の額 に係る復興特別所得 税の額の合計額並び に
	規定する第二期 （において特別措置 法第三十三条第一項 の規定により読み替	同 上	第百四条第一項（特 別措置法第十六条第 二項において準用す る場合を含む。）に 規定する第二期

項 及び法第四十一 条の三の五第一	おいて法第四十 一条の三の六第 四項第一号	おいて法第四十 一条の三の五第 一項	第二期において 法第四十一条の 三の六第一項	法第四十一条の 三の四第一号	
及び特別措置法第三 十三条第一項の規定 により読み替えて適	おいて特別措置法第 三十三条第一項の規 定により読み替えて 適用される法第四十 一条の三の六第四項 第一号	おいて特別措置法第 三十三条第一項の規 定により読み替えて 適用される法第四十 一条の三の五第一項	第二期において特別 措置法第三十三条第 一項の規定により読 み替えて適用される 法第四十一条の三の 六第一項	特別措置法第三十三 条第一項の規定によ り読み替えて適用さ れる法第四十一条の 三の四第一号	えて適用される法第 四十一条の三の六第 一項

省略			
省略			
省略			
省略			

2 前項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法施行規則第二条第三項に規定する通知、同令第七条第三項の規定による保存及び同令第八条の規定による報告は、併せて行わなければならないものとする。

3 第一項に定めるもののほか、復興特別所得税に係る外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第二十八年総務省・財務省令第五号。以下この項において「外国居住者等所得相互免除法施行規則」という。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 復興特別所得税についての外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第十五条第一項、第三項、第五項若しくは第七項から第十項まで、第十八条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第三項若しくは第二十二条第一項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第二十条（同令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る届出、還付その他の手続については、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号。以下この条において「租税条約等実施特例省令」という。）第二条第一項から第四項まで、第十項から第十四項まで若

同上			
同上			
同上	及び法第四十一条の三の六第四項		用される法第四十一条の三の五第一項
同上	条の三の六第四項	及び特別措置法第十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第四項	

2 前項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法施行規則第二条第三項に規定する通知、同規則第七条第三項の規定による保存及び同規則第八条の規定による報告は、併せて行わなければならないものとする。

3 同上

一 復興特別所得税についての外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第十五条第一項、第三項、第五項若しくは第七項から第十項まで、第十八条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第三項若しくは第二十二条第一項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第二十条（同令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る届出、還付その他の手続については、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号。以下この項及び次項において「租税条約等実施特例省令」という。）第二条第一項から第四項まで、第十項から第十四

しくは第十七項から第十九項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第二項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の第二項から第三項まで、第九項から第十三項まで若しくは第十六項から第十八項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第三項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の三第一項から第三項まで、第七項から第十三項まで若しくは第十六項から第十八項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第四項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第一項から第五項まで若しくは第七項から第十八項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第五項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の五第一項から第五項まで、第七項若しくは第九項から第十九項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第六項において準用する租税条約等実施特例省令第三条、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第八項において準用する租税条約等実施特例省令第三条の二第一項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第七條第一項において準用する租税条約等実施特例省令第三条の四、外国居住者等所得相互免除法施行規則第七條第二項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十、外国居住者等所得相互免除法施行規則第九條において準用する租税条約等実施特例省令第四條第五項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第十條第一項（外国居住者等所得相互免除法施行規則第十二條第一項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法施行規則第七十條、外国居住者等所得相互免除法施行規則第十條第二項（外国居住者等所得相互免除法施行規則第十二條第二項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法施行規則第七十一條又は外国居住者等所得相互免除法施行規則第十三條の二において準用する租税条約等実施特例省令第十四條の二の規定の適用があるものとし、復興特別所得税又は所得税に係るこれらの規定による届出、還付その他の手続は併せて行わなければならないものとする。

## 二 省 略

4 第一項に定めるもののほか、復興特別所得税に係る租税条約等実施特例省令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 復興特別所得税についての租税条約（租税条約等の実施に伴う所得税

項まで若しくは第十七項から第十九項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第二項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の二第一項から第三項まで、第九項から第十三項まで若しくは第十六項から第十八項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第三項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の三第一項から第三項まで、第七項から第十三項まで若しくは第十六項から第十八項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第四項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第一項から第五項まで若しくは第七項から第十八項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第五項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の五第一項から第五項まで、第七項若しくは第九項から第十九項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第六項において準用する租税条約等実施特例省令第三条、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六條第八項において準用する租税条約等実施特例省令第三条の二第一項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第七條第一項において準用する租税条約等実施特例省令第三条の四、外国居住者等所得相互免除法施行規則第七條第二項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十、外国居住者等所得相互免除法施行規則第九條において準用する租税条約等実施特例省令第四條第五項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第十條第一項（外国居住者等所得相互免除法施行規則第十二條第一項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法施行規則第七十條、外国居住者等所得相互免除法施行規則第十條第二項（外国居住者等所得相互免除法施行規則第十二條第二項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法施行規則第七十一條又は外国居住者等所得相互免除法施行規則第十三條の二の規定の適用があるものとし、復興特別所得税又は所得税に係るこれらの規定による届出、還付その他の手続は併せて行わなければならないものとする。

## 二 同 上

4 同 上

一 復興特別所得税についての租税条約（租税条約等実施特例省令第一条

法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下この号において「租税条約等実施特例法」という。）第二条第一号に規定する租税条約をいう。第三号及び第四号において同じ。）の規定（租税条約等実施特例省令第九条の二第二項に規定する特典条項の適用があるものにあつては、同条第一項に規定する特定規定。第三号において同じ。）に基づく軽減又は免除に係る届出、還付その他の手続については、租税条約等実施特例省令第一条の二から第三条まで、第三条の二第一項、第三条の四から第六条まで、第六条の二第五項若しくは第六項、第七条から第九条まで、第九条の五から第九条の十まで又は第十四条の二の規定の適用があるものとし、復興特別所得税又は所得税に係るこれらの規定による届出、還付その他の手続（法第三十三条第九項第一号に規定する限度税率適用配当等（同号に規定する適用限度税率が租税条約等実施特例法第三条の二第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項に規定する所得税法又は租税特別措置法の規定に規定する税率と同率であるものに限る。次号において「同率適用配当等」という。）に係るものを除く。）は併せて行わなければならないものとする。

二 前号の場合において、租税条約等実施特例省令第一条の二第一項（第十二号に係る部分を除く。）及び第二項（第十六号に係る部分を除く。）、第二条第五項から第七項まで及び第九項並びに同条第十五項及び第十六項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の五第九項において準用する場合を含む。）、第二条の二第一項、第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで、第八項及び第九項並びに同条第十四項及び第十五項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の六第九項において準用する場合を含む。）、第二条の三第一項、第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで及び第八項並びに同条第十四項及び第十五項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の七第十項において準用する場合を含む。）、第二条の四第一項、第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで及び第八項並びに同条第十四項及び第十五項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の八第十項において準用する場合を含む。）、第二条の五第一項、第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで、第八項（租税条約等実施特例省令第九条の九第七

第二号に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定（租税条約等実施特例省令第九条の二第二項に規定する特典条項の適用があるものにあつては、同条第一項に規定する特定規定。第三号において同じ。）に基づく軽減又は免除に係る届出、還付その他の手続については、租税条約等実施特例省令第一条の二から第三条まで、第三条の二第一項、第三条の四から第六条まで、第六条の二第五項若しくは第六項、第七条から第九条まで、第九条の五から第九条の十まで又は第十四条の二の規定の適用があるものとし、復興特別所得税又は所得税に係るこれらの規定による届出、還付その他の手続（法第三十三条第九項第一号に規定する限度税率適用配当等（同号に規定する適用限度税率が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項に規定する所得税法又は租税特別措置法の規定に規定する税率と同率であるものに限る。次号において「同率適用配当等」という。）に係るものを除く。）は併せて行わなければならないものとする。

二 前号の場合において、租税条約等実施特例省令第一条の二第一項（第十二号に係る部分を除く。）及び第二項（第十六号に係る部分を除く。）、第二条第五項から第七項まで及び第九項並びに同条第十五項及び第十六項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の五第九項において準用する場合を含む。）、第二条の二第一項、第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで、第八項及び第九項並びに同条第十四項及び第十五項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の六第九項において準用する場合を含む。）、第二条の三第一項、第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで及び第八項並びに同条第十四項及び第十五項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の七第十項において準用する場合を含む。）、第二条の四第一項、第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで及び第八項並びに同条第十四項及び第十五項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の八第十項において準用する場合を含む。）、第二条の五第一項、第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで、第八項（租税条約等実施特例省令第九条の九第七

項において準用する場合を含む。)及び第九項並びに第二条の第十五項及び第十六項(これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の第十項において準用する場合を含む。)、第三条第三項、第三条の四第一項から第六項まで、第四条第二項、第十一項、第十二項、第十三項前段及び第十五項、第六条の二第六項(第一号に係る部分を除く。)、第八条第一項、第二項及び第四項(同条第七項及び第九項において準用する場合を含む。)、第九条の五第一項、第七項、第十項(租税条約等実施特例省令第一条の二第二項第十二号に掲げる書類に係る部分を除く。)、及び第十一項から第二十一項まで、第九条の六第一項、第七項、第十項(租税条約等実施特例省令第一条の二第二項第十六号に掲げる書類に係る部分を除く。)、第十一項から第十三項まで及び第十五項、第九条の七第一項及び第八項、第九条の八第一項及び第八項並びに第九条の九第一項及び第八項の規定による復興特別所得税についての届出書、書面又は還付請求書に係る書類の添付は要しないものとする。ただし、租税条約等実施特例省令第二条の二第一項、第二項前段及び第八項、第二条の三第一項及び第二項前段、第二条の四第一項及び第二項前段、第二条の五第一項及び第二項前段、第三条第三項、第九条の五第一項及び第十一項、第九条の六第一項及び第十一項、第九条の七第一項、第九条の八第一項並びに第九条の九第一項の規定による同率適用配当等に係る復興特別所得税についての届出書又は還付請求書に係る書類の添付については、この限りでない。

### 三 省 略

四 租税条約等実施特例省令第十三条の二第一項に規定する一般利子等につきその支払の際に課される相手国等(租税条約等実施特例省令第一条第三号に規定する相手国等をいう。以下この号において同じ。)の租税条約等実施特例省令第一条第八号に規定する租税の額(同条第九号に規定するみなし外国税額を含む。以下この号において「相手国等の租税の額」という。)がある場合(当該相手国等の租税の額が当該一般利子等につき所得税法第百八十一条第一項及び第百八十二条の規定により徴収された所得税の額を超える場合に限る。)において当該相手国等の租税の額を控除する旨を定める当該相手国等との間の租税条約の規定による復興特別所得税の還付を受けようとするときは租税条約等実施特例省令第十三条の二の規定の適用があるものとし、復興特別所得税又は所得税

項において準用する場合を含む。)及び第九項並びに同条第十五項及び第十六項(これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の第十項において準用する場合を含む。)、第三条第三項、第三条の四第一項から第六項まで、第四条第二項、第十一項、第十二項、第十三項前段及び第十五項、第六条の二第六項(第一号に係る部分を除く。)、第八条第一項、第二項及び第四項(同条第七項及び第九項において準用する場合を含む。)、第九条の五第一項、第七項、第十項(租税条約等実施特例省令第一条の二第二項第十二号に掲げる書類に係る部分を除く。)、及び第十一項から第二十一項まで、第九条の六第一項、第七項、第十項(租税条約等実施特例省令第一条の二第二項第十六号に掲げる書類に係る部分を除く。)、第十一項から第十三項まで及び第十五項、第九条の七第一項及び第八項、第九条の八第一項及び第八項並びに第九条の九第一項及び第八項の規定による復興特別所得税についての届出書、書面又は還付請求書に係る書類の添付は要しないものとする。ただし、租税条約等実施特例省令第二条の二第一項、第二項前段及び第八項、第二条の三第一項及び第二項前段、第二条の四第一項及び第二項前段、第二条の五第一項及び第二項前段、第三条第三項、第九条の五第一項及び第十一項、第九条の六第一項及び第十一項、第九条の七第一項、第九条の八第一項並びに第九条の九第一項の規定による同率適用配当等に係る復興特別所得税についての届出書又は還付請求書に係る書類の添付については、この限りでない。

### 三 同 上

四 相手国等(租税条約等実施特例省令第一条第三号に規定する相手国等をいう。以下この号において同じ。)の同条第八号に規定する租税の額(同条第九号に規定するみなし外国税額を含む。)を控除する旨を定める当該相手国等との間の租税条約の規定による復興特別所得税の還付を受けようとする場合には租税条約等実施特例省令第十三条の二の規定の適用があるものとし、復興特別所得税又は所得税に係る同条第一項の規定による還付請求書の提出又は同条第二項の規定による還付は併せて行わなければならないものとする。この場合において、同条第一項中「書類を」とあるのは「書類(復興特別所得税に係る還付請求書にあつては、第九号に掲げる書類)を」と、同条第二項中「所得税の額を」とあるのは「所得税の額並びに当該所得税の額に係る復興特別所得税の額を」

に係る同条第一項の規定による還付請求書の提出又は同条第二項の規定による還付は併せて行わなければならないものとする。この場合において、同条第一項中「書類を」とあるのは「書類（復興特別所得税に係る還付請求書にあつては、第九号に掲げる書類）を」と、同条第二項中「所得税の額を」とあるのは「所得税の額並びに当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額を」と、「第九十五条」とあるのは「第九十五条並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第十四条第一項及び第三項」と、同条第三項中「所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額」とあるのは「所得税の額及び復興特別所得税の額」と、同条第四項中「所得税の額」とあるのは「所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額」とする。

## 五 省略

### 附則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。ただし、第八条第一項の表所得税法施行規則の項の改正規定（「第四十条の十の二」を「第四十条の十」に改める部分に限る。）は、令和八年四月一日から施行する。

と、「第九十五条」とあるのは「第九十五条並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第十四条第一項及び第三項」と、「同条」とあるのは「所得税法第九十五条」と、同条第三項中「所得税の額」とあるのは「所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額」と、同項第五号中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同条第四項中「所得税の額」とあるのは「所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額」とする。

## 五 同上